

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 5 日

四国地区土地政策推進連携協議会
構成員 各位

財務省四国財務局管財部
国有財産調整官 山下 純一

国有財産の「買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付ける物件」
の情報提供について

財務行政の遂行に関しましては、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、国有財産の「買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付ける物件（※）」について
情報提供いたしますので、可能な範囲で関係先の方への回覧や施設内への掲示等にご協力
いただきますようお願いいたします。

今回情報提供いたしました物件につきまして、ご質問等がございましたら、当局の各担
当までお問い合わせ下さい。

【四国財務局ホームページ】

<https://lfb.mof.go.jp/shikoku/kanzai/30303.html>

（※）国有財産の暫定的な借受けとは、利用できる期間や利用用途等により、「一時貸付け（3年以内）」、「3年を超える貸付け（3年超30年以内）」、「事業用定期借地権の設定による貸付け（10年以上30年以内）」の3種類の方法による貸付けを行うもの。



財務省四国財務局

「買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付ける物件」

対象物件

別添「買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付ける物件」(R5. 6. 5 時点) のとおり

※なお、物件情報は随時更新しておりますので、最新の情報は四国財務局ホームページ (<https://lfb.mof.go.jp/shikoku/kanzai/30303.html>) をご覧ください。

お問い合わせ先 (財産管理担当)

<香川県>

四国財務局管財部統括国有財産管理官 TEL087-811-7780 内線 (453・454・455)

<徳島県>

四国財務局徳島財務事務所管財課 TEL088-622-5181 内線 (235・236)

<愛媛県>

四国財務局松山財務事務所管財課 TEL089-941-7185 内線 (642・644)

<高知県>

四国財務局高知財務事務所管財課 TEL088-822-9177 内線 (745・746)

買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付ける物件（香川県）

ここに掲載されている物件は、買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付けています。
 国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。
 暫定的な借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。
 買受けや借受けの要望に関する詳細については下記までお問い合わせ下さい。
 ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続きを行っている場合がありますのでご了承願います。

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	買受要望		借受要望			備考			
				買受要望	買受参考価格（※1）		貸付けの種類			借受可能期間	借受要望受付期間	
					前回入札時の最低売却価格（円）	前回入札の公示日	一時貸付け（※2）	3年を超える貸付け（※3）				事業用定期借地権の設定による貸付け（※4）
1	高松市宮脇町一丁目71番24外一筆	宅地	56.64			○			個別照会	随時受付中		
2	高松市新田町字東原甲126番7	宅地	324.76			○			個別照会	随時受付中		
3	高松市十川東町字中下所1085番2外1筆	宅地	393.80			○			個別照会	随時受付中		

（注）上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

（※1）「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

（※2）「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

（※3）「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

（※4）「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付ける物件（徳島県）

ここに掲載されている物件は、買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付けています。
 国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。
 暫定的な借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。
 買受けや借受けの要望に関する詳細については下記までお問い合わせ下さい。
 ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続きを行っている場合がありますのでご了承願います。

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	買受要望		借受要望				備考		
				買受要望	買受参考価格(※1)		貸付けの種類				借受可能期間	借受要望受付期間
					前回入札時の最低売却価格(円)	前回入札の公示日	一時貸付け(※2)	3年を超える貸付け(※3)	事業用定期借地権の設定による貸付け(※4)			
1	徳島市中徳島町二丁目104番2	学校敷地	6,670.00				○			令和5年11月30日まで	令和5年6月5日まで	
2	鳴門市里浦町里浦字花面144番10	宅地	193.61				○			個別照会	随時受付中	
3	鳴門市里浦町里浦字平松509番	畑	2,058.00				○			個別照会	随時受付中	
4	美馬市美馬町字入倉812番2	雑種地	1,238.19				○			個別照会	随時受付中	
5	海部郡美波町東由岐字本村120番1	宅地	79.07				○			個別照会	随時受付中	

(注) 上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

(※1) 「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

(※2) 「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

(※3) 「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4) 「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

お問い合わせ先
 四国財務局 徳島財務事務所 管財課
 〒770-0941 徳島市万代町3丁目5
 徳島第2地方合同庁舎2階
 TEL088-622-5181（内線235・236）

買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付ける物件（愛媛県）

ここに掲載されている物件は、買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付けています。
 国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。
 暫定的な借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。
 買受けや借受けの要望に関する詳細については下記までお問い合わせ下さい。
 ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続を行っている場合がありますのでご了承願います。

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	買受要望		借受要望				備考		
				買受要望	買受参考価格（※1）		貸付けの種類		借受可能期間		借受要望受付期間	
					前回入札時の最低売却価格（円）	前回入札の公示日	一時貸付け（※2）	3年を超える貸付け（※3） 事業用定期借地権の設定による貸付け（※4）				
1	松山市祇園町23番8	宅地	108.05				○			個別照会	随時受付中	
2	松山市北斎院町1068番2外	田	56.96				○			個別照会	随時受付中	
3	松山市北斎院町1070番2外	田	79.55				○			個別照会	随時受付中	
4	松山市北斎院町1096番2外	田	261.33				○			個別照会	随時受付中	
5	松山市北斎院町25番、26番、27番合併のうち	墓地	277.68				○			個別照会	随時受付中	
6	今治市郷本町二丁目641番2	宅地	691.47				○			個別照会	随時受付中	
7	新居浜市観音原町甲902番2	宅地	277.90				○			個別照会	随時受付中	
8	新居浜市中須賀町二丁目甲1266番7	宅地	141.22				○			個別照会	随時受付中	
9	西条市高田916番206	宅地	157.87	○	313,000	H24.3.23	○			個別照会	随時受付中	「買受参考価格」について、直近の「すぐに購入できる物件」で公示した売却価格であり、入札では非公表。
10	伊予市上吾川字十合甲1682番1	宅地	1,091.29				○			個別照会	随時受付中	
11	伊予市尾崎字天神下697番1	雑種地	481.26	○	4,240,000	H24.3.23	○			個別照会	随時受付中	「買受参考価格」について、直近の「すぐに購入できる物件」で公示した売却価格であり、入札では非公表。
12	四国中央市金生町下分字川間273番1	宅地	140.84				○			個別照会	随時受付中	

（注）上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

（※1）「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

（※2）「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

（※3）「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

（※4）「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

お問い合わせ先

四国財務局 松山財務事務所 管財課
 〒790-0808 松山市若草町4番地3
 松山若草合同庁舎7階
 TEL089-941-7185(内線642・644)

買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付ける物件（高知県）

ここに掲載されている物件は、買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付けています。
国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。
暫定的な借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。
買受けや借受けの要望に関する詳細については下記までお問い合わせ下さい。
ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続きを行っている場合がありますのでご了承願います。

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	買受要望			借受要望				備考	
				買受要望	買受参考価格(※1)		貸付けの種類			借受可能期間		借受要望受付期間
					前回入札時の最低売却価格(円)	前回入札の公示日	一時貸付け(※2)	3年を超える貸付け(※3)	事業用定期借地権の設定による貸付け(※4)			
1	安芸市伊尾木字五本松772番6	宅地	1,109.60			○			個別照会	随時受付中		
2	安芸市伊尾木字ホヲノスカ3719番18 外1筆	宅地	273.47			○			個別照会	随時受付中	建物有	
3	安芸郡東洋町甲浦字唐人ヶ鼻708番13 外1筆	宅地	88.94			○			個別照会	随時受付中		
4	吾川郡いの町長澤字筋川14番1	宅地	328.60			○			個別照会	随時受付中		

(注) 上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

(※1) 「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格(予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。)を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

(※2) 「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月極)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

(※3) 「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月極)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4) 「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

お問い合わせ先

四国財務局 高知財務事務所 管財課
〒780-0061 高知市栄田町2丁目2番10号
高知よさこい咲都合同庁舎9階
電話：088-822-9177(内線745、746)